

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 調理師法施行令第二二条の二第二項の規定により変更の届出があった件

○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一五

○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 一六

○ 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 一六

○ 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 一六

○ 道路の区域を変更する件 一六

○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一六

○ 福島県病院局 一六

○ 落札者を決定した件 一六

○ 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 一六

福島県告示第二百八十二号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第二条の二第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更する旨の届出があった。
令和八年四月十七日

一 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

福島県知事 内堀雅雄

告 示

主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
（変更前）東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル
（変更後）東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号 内山ビル
変更しようとする年月日
令和八年一月二十六日

（食品生活衛生課）

福島県告示第二百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年四月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ白河久田野店 福島県白河市久田野城内七番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年十二月三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百五十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 六十・七五平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 六・九立方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 閉店時刻 午前九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前六時から午後十時まで

- 七 届出年月日
- 令和八年四月二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七十九番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。

令和八年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
柴田文具店 安積 淳子
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島県郡山市日和田町字日向五十六番地
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日
令和六年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
福島県農業総合センターにおける農産物等販売代金
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(農業振興課)

福島県告示第二百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、三ツ池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年四月二十日から
同 年五月十一日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
玉川村役場
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、長岫池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年四月二十日から
同 年五月十一日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
郡山市役所
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百八十九号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十二條第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年二月十二日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和八年三月二十五日付けで次のとおり裁定した。
令和八年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積(平方メートル)
伊達郡桑折町大字伊達崎字大柳 一、二番 畑 一、一三八
- 二 利用権の内容
桃栽培で利用
- 三 利用権の始期及び存続期間
1 始期 令和八年四月一日
2 存続期間 三年九月
- 四 農地の所有者等の情報
石幡 與吉(亡)
- 五 借賃に相当する補償金の額 一五、〇〇八円
- 六 補償金の支払の方法
当該利用権の始期までに福島県地方務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬 字清水五二番一地先から	変更前 変更後	八・四 五九・三	一九八・五 一九八・五
	同 郡同 町大字樋渡 字内田七四番地先まで	変更後	二・八 二一・八	一九八・五

福島県告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和八年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画下水道事業（いわき市公共下水道事業認可の年月日 昭和三十三年五月二十日）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十三年五月二十日
- 四 事業施行期間
（変更前）昭和三十三年五月二十日から令和八年三月三十一日まで
（変更後）昭和三十三年五月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

（下水道課）

福島県病院局

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和8年4月17日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気 予定数量3,793,800kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社タケエイでんき 東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
- 5 落札金額
72,953,091円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年1月30日

（病院経営課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百十一條第一項又は第百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
令和八年四月十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

変 更 前	福島県やまぶき荘 西白河郡西郷村大字小田 倉字上野原四五二一
変 更 後	福島県やまぶき荘 西白河郡西郷村大字小田 倉字上上野原二二一
変 更 年 月 日	令和六年一〇月二九日